

首都高速道路株式会社

第 8 回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第 8 期（平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料 1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料 2

(決議事項)

第 1 号議案 剰余金の処分の件

資料 3－1

第 2 号議案 取締役選任の件

資料 3－2

第 3 号議案 監査役選任の件

資料 3－3

第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

資料 3－4

事業報告

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興を前進させるとともに、円高是正、デフレからの早期脱却のために、平成24年度補正予算を含めた緊急経済対策や日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現できるよう、大胆な金融緩和を推進することを期待するとし、全体としては一部に弱さが残るものの持ち直しの基調となりました。

当社においては、首都高速道路の基本料金について、料金圏のある均一料金から、より利用しやすい、料金圏のない距離別料金（500～900円）へ平成24年1月1日から移行しました。

利用交通量（注）は、普通車は前期比0.8%減、大型車は同2.6%減となり、全体としては前期比1.0%減の346.5百万台（94.9万台/日）となっております。

高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は433,661百万円（前期比48.0%増）、営業利益は6,476百万円（同7.4%増）、当期純利益は3,433百万円（同100.2%増）となりました。事業の部門別の営業収益の状況については、次のとおりです。

（注）これまでは料金圏毎の利用に対し台数を計上しておりましたが、距離別料金移行後は首都高速道路利用1回毎に台数を計上することとなったため、距離別料金移行前の利用交通量については換算を行っております。なお、換算後の前連結会計年度の利用交通量は、350.1百万台（95.6万台/日）であります。

〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は301.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。距離別移行後ETCの利用率は、現金利用のお客様のETC利用への転換が進んだことにより平成25年3月平均が91.3%となり、前年同月比で0.9ポイント増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの開設、またグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、トンネルの天井板緊急点検や重量構造物の一斉点検を行うなど安全対策を強化するとともに、走行環境の改善等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、距離別料金への移行にあわせ日曜祝日割引を終了したことによる影響などにより、255,730百万円（前期比2.0%増）となりました。

高速道路の新設については、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の事業を推進するとともに、横浜環状北西線の事業着手など6路線28.3kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、中央環状線機能強化事業として板橋熊野町JCT間改良等の実施、出入口増設等事業として王子南出入口等の整備、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比934.8%増の146,780百万円となりました。

当連結会計年度の営業収益は402,626百万円（同51.9%増）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様にご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は2,701百万円（同2.9%増）となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は26,848百万円（同13.7%増）となりました。

[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、大黒PAや南池袋PAにおいて店舗をリニューアルするなど、より利用しやすい施設の運営を実施

してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野ジャンクション付近の利便増進施設並びに社宅跡地を利用した不動産賃貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1,871百万円（同4.9%減）となりました。

首都高速道路図



(平成25年3月31日現在)

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

① 無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成24年7月、11月	396億円

② 有利子調達

種 別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
第10回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成24年10月	300億円
第11回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成25年2月	350億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成25年3月	150億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は5,228百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：高速神奈川1号横羽線（下り）生麦入口の移設に伴う料金徴収施設の新設
- ・駐車場事業(都市計画駐車場)：
都市計画駐車場施設（給排水、衛生設備等）の更新
- ・その他の事業（休憩所）：大黒、南池袋休憩所等施設の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：中央環状品川線等の料金所設備の設計
安全対策に係る料金所施設の拡充

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失
該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 平成21年度	第 6 期 平成22年度	第 7 期 平成23年度	第 8 期 平成24年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	499,162	298,308	292,964	433,661
当期純利益(百万円)	1,873	1,393	1,715	3,433
1株当たり当期純利益金額(円)	69.40	51.62	63.52	127.16
純資産額(百万円)	35,827	37,210	38,956	42,413
総資産額(百万円)	445,795	479,218	555,488	516,503

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 平成21年度	第 6 期 平成22年度	第 7 期 平成23年度	第 8 期 平成24年度 当事業年度
営業収益(百万円)	497,014	296,451	290,575	431,536
当期純利益(百万円)	440	742	875	1,694
1株当たり当期純利益金額(円)	16.31	27.51	32.42	62.74
純資産額(百万円)	31,422	32,165	33,040	34,734
総資産額(百万円)	437,356	471,340	545,642	505,624

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

首都高速道路は平成24年12月に最初の開通から50周年を迎えました。平成24年4月に策定した中期経営計画（2012～2014）～おかげさまで50年、首都高は新たな50年のステージへ～等を踏まえ、以下の事項に取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

構造物の高齢化への対応として、発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上に加え、今後は、有識者による「首都高速道路

構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会」の提言（平成25年1月15日）を踏まえ、ネットワークとしての機能を長期にわたり維持するとともに、ライフサイクルコストの観点も考慮し、大規模更新を始めとした戦略的な取組みを行います。

トンネルや長大橋に対する耐震補強や必要に応じた業務継続計画（BCP）の見直しなど、防災対策を一層強化します。

首都高ネットワークの整備については、中央環状線等の整備を進めるとともに、横浜環状北線及び横浜環状北西線を整備するなど首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

営業中路線においても、交通集中による局地的な交通渋滞を緩和するため、板橋熊野町 J C T 間改良等の車線拡幅を行うなど渋滞対策を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、ITS（高度道路交通システム）の新たな展開に向けて取り組んでいきます。

また、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、首都高グループの取組みに反映します。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なPA空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、首都高グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業や道路保全事業を拡大するとともに、アジア諸国において、道路インフラに関する国際貢献及びコンサルティング事業の展開の拡大や道路建設やメンテナンス、料金収受システム、ITSの整備などへの参画を目指します。

(10) 主要な事業内容(平成25年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

(11) 主要な事業所(平成25年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都品川区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 従業員の状況(平成25年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	3, 7 5 6 [4 1 0]	9 4名減 [3 2名減]
受託事業		
駐車場事業	5 6 [5]	2名増 [5名減]
その他の事業		
全社(共通)	1 4 7 [-]	1名増 [-]
計	3, 9 5 9 [4 1 5]	9 1名減 [3 7名減]

注1：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 0 8 4	▲ 9	4 3. 2	1 7. 6

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	81.9	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	66.5	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成25年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	1, 3 3 4
(株)みずほコーポレート銀行	7 1
(株)三井住友銀行	4 6
(株)三菱東京UFJ銀行	4 1
(株)山梨中央銀行	2 7

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
(3) 当事業年度末の株主数 : 7名
(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
国土交通大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	わたなべ かつあき 渡辺 捷昭	
代表取締役社長	すがわら ひでお 菅原 秀夫	最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役	おおぬま ひろし 大沼 広	
取締役	あんどう けんいち 安藤 憲一	
取締役	みやた としたか 宮田 年耕	
取締役	ただこし のりひさ 只腰 憲久	
監査役(常勤)	ほしげ きんじ 干場 謹二	
監査役(非常勤)	うじ かぞう 宇治 嘉造	
監査役(非常勤)	ごしま ふみあき 五島 文明	

注1：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2：監査役宇治嘉造氏は、経理部門での業務経験が20年以上あり、財務等に関する相当程度の知見を有しております。

3：代表取締役橋本圭一郎氏及び監査役田村滋美氏は、平成24年6月27日辞任いたしました。

4：取締役恵谷舜吾氏、取締役瀬野俊樹氏及び取締役道家孝行氏は、平成24年9月13日辞任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

	干場謹二	宇治嘉造	五島文明
①当事業年度における主な活動状況	別記 1	別記 1	別記 1
②責任限定契約に関する事項	別記 2	別記 2	別記 2
③社外役員の報酬等の総額	別記 3	別記 3	別記 3

別記 1：社外監査役干場謹二氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役宇治嘉造氏については、当事業年度開催の取締役会15回のうち13回及び監査役会14回のうち12回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

平成24年6月27日に選任された社外監査役五島文明氏については、当事業年度のうち在任期間中開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 2：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記 3：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	9名	92百万円
監査役	4名	26百万円
計	13名	119百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

2：上記には、平成24年6月27日開催の第7回定時株主総会終結の時及び平成24年9月13日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名に対する報酬を含んでおります。なお、平成25年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役3名です。

3：上記のほか、平成24年6月27日開催の第7回定時株主総会決議及び平成24年9月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役4名 18百万円

退任監査役1名 2百万円

- (4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。

- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。

- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。

- (6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	59百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

注：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (7) 解任又は不再任の決定の方針
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました（最終改正：平成24年9月1日）。

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。

内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。

なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。

当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1 頁中の利用交通量及びE T Cの利用率に係る数値及び1 頁から3 頁中の前期比比率並びに9 頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成25年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金		11,998
高速道路事業営業未収入金		24,153
未収入金		2,485
短期貸付金		43,989
たな卸資産		
仕掛道路資産	326,725	
貯蔵品	557	
その他のたな卸資産	<u>46</u>	327,330
受託業務前払金		32,691
前払金		2,058
繰延税金資産		1,113
その他		738
貸倒引当金		<u>△ 258</u>

流 動 資 産 合 計

446,299

II 固定資産

有形固定資産

建物	13,969	
減価償却累計額	<u>△ 5,013</u>	8,956
構築物	25,954	
減価償却累計額	<u>△ 6,968</u>	18,986
機械及び装置	45,406	
減価償却累計額	<u>△ 17,591</u>	27,815
車両運搬具	2,994	
減価償却累計額	<u>△ 1,842</u>	1,151
工具、器具及び備品	1,956	
減価償却累計額	<u>△ 1,067</u>	888
土地		7,794
リース資産	286	
減価償却累計額	<u>△ 97</u>	189
建設仮勘定	<u>1,354</u>	67,135
無形固定資産		
リース資産	66	
その他	<u>858</u>	<u>925</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	150	
敷金	1,079	
繰延税金資産	431	
その他	<u>481</u>	<u>2,142</u>

固 定 資 産 合 計

70,203

資 産 合 計

516,503

負 債 の 部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	35,781
一年以内返済予定長期借入金	65,508
リース債務	104
未払金	13,504
未払法人税等	1,218
預り金	400
受託業務前受金	34,667
前受金	692
賞与引当金	1,382
回数券払戻引当金	23
その他	<u>3,489</u>

流 動 負 債 合 計

156,775

II 固定負債

道路建設関係社債	183,061
道路建設関係長期借入金	91,793
その他の長期借入金	6,656
リース債務	167
退職給付引当金	35,154
役員退職慰労引当金	140
その他	<u>341</u>

固 定 負 債 合 計

317,313

負 債 合 計

474,089

純 資 産 の 部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	14,865

株 主 資 本 合 計

41,865

II 少数株主持分

548

純 資 産 合 計

42,413

負 債 ・ 純 資 産 合 計

516,503

連 結 損 益 計 算 書
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		433,661	
II 営業費用			
道路資産賃借料	191,947		
高速道路等事業管理費及び売上原価	227,192		
販売費及び一般管理費	<u>8,044</u>	<u>427,185</u>	
営 業 利 益			6,476
III 営業外収益			
受取利息	27		
土地物件貸付料	73		
移転補償金	43		
その他	<u>188</u>	333	
IV 営業外費用			
支払利息	153		
損害賠償金	43		
その他	<u>38</u>	<u>234</u>	
経 常 利 益			6,574
V 特別損失			
臨時損失		<u>100</u>	
税金等調整前当期純利益			6,474
法人税、住民税及び事業税			2,443
法人税等調整額		<u>567</u>	
少数株主損益調整前当期純利益			3,464
少数株主利益		<u>30</u>	
当 期 純 利 益		<u><u>3,433</u></u>	

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				少数株主持分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計		
当期首残高	13,500	13,500	11,431	38,431	524	38,956
当期変動額						
当期純利益	—	—	3,433	3,433	—	3,433
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	23	23
当期変動額合計	—	—	3,433	3,433	23	3,456
当期末残高	13,500	13,500	14,865	41,865	548	42,413

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。
 連結子会社の数 15 社
 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京(株)
 首都高トールサービス東東京(株)
 首都高トールサービス神奈川(株)
 首都高パトロール(株)
 首都高カー・サポート(株)
 首都高技術(株)
 首都高メンテナンス西東京(株)
 首都高メンテナンス東東京(株)
 首都高メンテナンス神奈川(株)
 首都高電気メンテナンス(株)
 首都高ETCメンテナンス(株)
 首都高機械メンテナンス(株)
 首都高速道路サービス(株)
 首都高保険サポート(株)
 首都高パートナーズ(株)
- 2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0 社
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産

仕掛道路資産
 個別法による原価法によっております。
 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品
 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。
 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～51年
構築物	2年～45年
機械及び装置	2年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」といいます。)と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金はETC料金にかかるカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。

短期貸付金は債券現先取引にかかる残高であり、運用はすべて国庫短期証券によっております。

有価証券は、当社の社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金については、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,998	11,998	－
(2) 高速道路事業営業未収入金	24,153		
貸倒引当金(*1)	△ 258		
	23,894	23,894	－
(3) 短期貸付金	43,989	43,989	－
資産計	79,882	79,882	－
(1) 高速道路事業営業未払金	35,781	35,781	－
(2) 道路建設関係社債	183,061	188,908	5,846
(3) 道路建設関係長期借入金	152,864	152,862	△ 1
(4) その他の長期借入金	11,093	11,129	35
負債計	382,800	388,680	5,880

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 短期貸付金
短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産(債券)の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	150

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	11,531
高速道路事業営業未収入金	24,153
短期貸付金	43,989
合計	79,674

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	67,200	85,400	30,700
道路建設関係長期借入金	61,071	5,110	1,360	66,166	16,591	2,566
その他の長期借入金	4,437	2,137	2,085	2,033	200	200
合計	65,508	7,247	3,445	135,399	102,191	33,466

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,550 円 56銭
1株当たり当期純利益金額	127 円 16銭

(重要な後発事象に関する注記)

返済計画の変更

当社は、都道首都高速目黒板橋線及び都道首都高速品川目黒線の工事の完成予定年月日を平成26年3月31日から平成27年3月31日に変更する旨、平成25年5月23日付で、道路整備特別措置法第3条第9項の規定に基づき国土交通大臣あて届出をいたしました。

この届出により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との機構無利子貸付金返済計画変更後、当連結会計年度末の1年以内返済予定長期借入金が57,567百万円減少し、道路建設関係長期借入金が57,567百万円増加します。

貸 借 対 照 表
平成25年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		5,482	
高速道路事業営業未収入金		24,153	
未収入金		2,391	
未収収益		0	
短期貸付金		44,171	
仕掛道路資産		327,013	
貯蔵品		367	
受託業務前払金		32,709	
前払金		978	
前払費用		189	
繰延税金資産		510	
その他の流動資産		283	
貸倒引当金		<u>△ 258</u>	
流 動 資 産 合 計			437,994
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	830		
構築物	18,312		
機械及び装置	28,052		
車両運搬具	241		
工具、器具及び備品	394		
土地	268		
建設仮勘定	<u>1,026</u>	49,126	
無形固定資産		<u>394</u>	49,520
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,721		
構築物	9		
機械及び装置	3		
工具、器具及び備品	90		
建設仮勘定	<u>32</u>	2,855	2,855
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	128		
構築物	21		
工具、器具及び備品	7		
土地	<u>670</u>	828	
無形固定資産		<u>3</u>	831
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	11		
構築物	0		
建設仮勘定	<u>0</u>	12	12
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,158		
構築物	6		
機械及び装置	9		
車両運搬具	77		
工具、器具及び備品	174		
土地	6,843		
リース資産	111		
建設仮勘定	<u>272</u>	11,654	
無形固定資産			
リース資産	14		
その他	<u>326</u>	<u>341</u>	11,995
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0

vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,114		
投資有価証券	120		
敷金	843		
繰延税金資産	74		
その他の投資等	263	2,415	
固定資産合計		<u>67,630</u>	
資産合計		<u>505,624</u>	
負債の部			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	44,782		
その他事業未払金	3,837		
一年以内返済予定長期借入金	65,404		
リース債務	54		
未払金	3,845		
未払費用	141		
未払法人税等	434		
預り金	209		
受託業務前受金	34,667		
前受金	692		
前受収益	252		
賞与引当金	807		
回数券払戻引当金	23		
その他の流動負債	761		
流動負債合計		155,916	
II 固定負債			
道路建設関係社債	183,061		
道路建設関係長期借入金	91,793		
その他の長期借入金	6,500		
リース債務	83		
退職給付引当金	33,522		
役員退職慰労引当金	12		
固定負債合計		<u>314,973</u>	
負債合計		<u>470,889</u>	
純資産の部			
I 株主資本			
資本金		13,500	
資本剰余金			
資本準備金	13,500		
資本剰余金合計		13,500	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	5,057		
繰越利益剰余金	2,677	7,734	
利益剰余金合計		7,734	
株主資本合計		34,734	
純資産合計		<u>34,734</u>	
負債・純資産合計		<u>505,624</u>	

損 益 計 算 書
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	255,730		
道路資産完成高	146,780		
その他の売上高	<u>22</u>	402,532	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	191,947		
道路資産完成原価	146,780		
管理費用	<u>60,695</u>	<u>399,423</u>	
高 速 道 路 事 業 営 業 利 益			3,109
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	1,258		
駐車場営業雑収入	<u>509</u>	1,767	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,596	<u>1,596</u>	
駐 車 場 事 業 営 業 利 益			170
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	313	313	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	253	<u>253</u>	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			59
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	80	80	
2. 営業費用			
高架下事業費	70	<u>70</u>	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			10
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	26,842	26,842	
2. 営業費用			
受託業務事業費	26,864	<u>26,864</u>	
受 託 業 務 事 業 営 業 損 失			21
全 事 業 営 業 利 益			<u>3,328</u>
VI. 営業外収益			
受取利息	25		
受取配当金	193		
土地物件貸付料	74		
雑収入	<u>94</u>	387	
VII. 営業外費用			
支払利息	146		
損害賠償金	43		
雑損失	<u>28</u>	<u>218</u>	
経 常 利 益			3,498
VIII. 特別損失			
臨時損失	100	<u>100</u>	
税 引 前 当 期 純 利 益			3,398
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,389	
法 人 税 等 調 整 額		<u>315</u>	1,704
当 期 純 利 益			<u><u>1,694</u></u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,243	1,797	6,040	33,040	33,040
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立	-	-	-	813	△ 813	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	1,694	1,694	1,694	1,694
事業年度中の変動額合計	-	-	-	813	880	1,694	1,694	1,694
当期末残高	13,500	13,500	13,500	5,057	2,677	7,734	34,734	34,734

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券(時価のないもの)	移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	3年～17年

 なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5 収益及び費用の計上基準
 - (1) 道路資産完成高
工事完成基準によっております。
 - (2) 工事に係る受託業務収入
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債183,061百万円の一般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産25,164百万円、駐車場事業固定資産2,660百万円、休憩所等事業固定資産22百万円、高架下事業固定資産24百万円、各事業共用固定資産2,069百万円であります。
- 3 偶発債務
 - (1) 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務628,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。
 - ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち373,586百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務125,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
 - (2) その他
平成25年1月14日の大雪時に、高速湾岸線大黒JCT下のモータープールに駐車中の輸出用車両が、落下した雪塊により損傷したという報告を受けています。
なお、当該車両所有者等と協議中であり、この協議結果によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることは困難であります。
- 4 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が89,971百万円、道路建設関係長期借入金が63,978百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち31,986百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債89,971百万円及び道路建設関係長期借入金31,992百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	470 百万円
短期金銭債務	9,204 百万円
- 6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額

	21 百万円
--	--------

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	531 百万円
仕入高	48,218 百万円
営業取引以外の取引による取引高	196 百万円
- 2 臨時損失

社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円
---------------------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数	該当なし
--------------------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	85 百万円
賞与引当金	306 百万円
回数券払戻引当金	8 百万円
退職給付引当金	11,952 百万円
役員退職慰労引当金	4 百万円
未払事業税	104 百万円
前受金	229 百万円
その他	266 百万円
繰延税金資産小計	12,958 百万円
評価性引当額	△ 12,373 百万円
繰延税金資産合計	584 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- (a) 有形固定資産
社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。
- (b) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料期末残高相当額

1年内	70 百万円
1年超	103 百万円
合計	173 百万円

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

当事業年度中にリース期間が満了したため、期末残高はありません。

② 未経過リース料期末残高相当額

当事業年度中にリース期間が満了したため、期末残高はありません。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	23 百万円
減価償却費相当額	23 百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成62年9月30日まで高速道路を借り受けております。

なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	193,684 百万円
1年超	8,669,055 百万円
合計	8,862,740 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接50.0%	工事等の受託	受託業務収入	108	—	—
							受託業務前受金の受入	104	受託業務前受金	12,815
									未収入金	35
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有)直接26.7%	工事等の受託	受託業務収入	23,487	—	—
							受託業務前受金の受入	6,644	受託業務前受金	11,612
									未収入金	913
							医療費助成拠出金の支払(注3)	100	—	—

(注1) 国土交通省及び東京都と協議の上、協定を締結しております。

(注2) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注3) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

2 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権の 過半数を 自己の計算 において 所有している 会社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債務 返済機構	東京都 港区	5,255,124	高速道路 に係る 道路資産 の保有 及び会社 への貸付け、 承継 債務の返 済等	なし	道路資産の借受	道路資産 賃借料の 支払 (注1) (注2)	191,947	高速道路 事業営業 未払金	16,800
						道路資産完成高	道路資産 完成高	146,780	高速道路 事業営業 未収入金	312
						道路資産完成高 及び債務引受け	債務引受けに 伴う借入金等 債務の減少額 (注3)	153,949	高速道路 事業営業 未払金	72
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注3) (注4)	1,002,136	—	—
						資金の借入	資金の借 入 (注5)	39,684	道路建設 関係長期 借入金	133,439

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成23年6月13日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、平成24年4月17日付で一部変更しております。これにより、当事業年度の道路資産賃借料の支払額が11,419百万円増加しております。
- (注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,286 円47銭
1株当たり当期純利益金額	62 円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

返済計画の変更

当社は、都道首都高速目黒板橋線及び都道首都高速品川目黒線の工事の完成予定年月日を平成26年3月31日から平成27年3月31日に変更する旨、平成25年5月23日付で、道路整備特別措置法第3条第9項の規定に基づき国土交通大臣あて届出をいたしました。

この届出により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との機構無利子貸付金返済計画変更後、当事業年度末の1年以内返済予定長期借入金が57,567百万円減少し、道路建設関係長期借入金が57,567百万円増加します。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年6月4日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 洋一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅田 裕之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 児玉 卓也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年6月4日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士、 山田 洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士、 菅田 裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 卓也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び平成24事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株

主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年6月11日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 干 場 謹 二 ㊞

監査役（社外監査役） 宇 治 嘉 造 ㊞

監査役（社外監査役） 五 島 文 明 ㊞

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、経営基盤の強化に資することとするため内部留保したく、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1, 538, 064, 089円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1, 538, 064, 089円

第 2 号議案 取締役選任の件

取締役大沼広氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者大西英史氏は、取締役大沼広氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
おおにし ひでふみ 大西 英史 (昭和 30 年 1 月 5 日生)	昭和 54 年 4 月 首都高速道路公団採用 平成 17 年 9 月 同 営業部 E T C 推進室長 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社営業部 E T C 推進室 長 平成 18 年 7 月 同 営業部付（トラスティード株式会社） 平成 20 年 7 月 同 営業部付（首都高トールサービス西東 京株式会社） 平成 21 年 7 月 同 総務・人事部長 平成 22 年 9 月 同 執行役員（総務・人事部長） 現在に至る	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第 3 号議案 監査役選任の件

監査役宇治嘉造氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者根本博氏は、監査役宇治嘉造氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、宇治嘉造氏の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
おもと ひろし 根本 博 昭和 27 年 4 月 22 日生	昭和 51 年 4 月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 11 年 7 月 同 社長室担当部長兼住宅金融公庫（特約 保険）部担当部長 平成 12 年 7 月 同 社長室担当部長兼法務部コンプライア ンス室担当部長兼検査部担当部長 平成 13 年 6 月 同 グループ事業企画室長 平成 14 年 6 月 安田企業投資株式会社へ出向 平成 16 年 7 月 株式会社損保ジャパン金融法人開発部長 平成 19 年 4 月 同 執行役員金融法人部長 平成 21 年 6 月 損保ジャパン D C 証券株式会社代表取締役 社長 平成 24 年 4 月 同 代表取締役会長 平成 24 年 6 月 同 取締役会長 現在に至る	—

注 1：監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注 2：根本博氏は、会社法第 3 3 5 条第 3 項に定める社外監査役の候補者であります。

注 3：根本博氏には、金融機関における豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。

第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任する取締役大沼広氏及び監査役宇治嘉造氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
おおぬま ひろし 大沼 広 (昭和 24 年 10 月 16 日生)	平成 22 年 9 月 首都高速道路株式会社取締役常務執行役員 現在に至る
うじ かぞう 宇治 嘉造 (昭和 17 年 1 月 25 日生)	平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社監査役（非常勤） 現在に至る